

〒390-0847

長野県松本市笹部1丁目4-8-10
ドエルA102

西原 博徳 様

(会員番号:B0010631)

ご入会頂きありがとうございます。

会員パスワードのお知らせ

拝啓時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

このたびは、当会にご入会頂き、誠にありがとうございました。ご入会手続きが全て完了致しましたことをご連絡申し上げます。

今後は月刊「技術士」「ホームページ」等により、各種行事部会などのご案内を致しますのでご出席を賜り、相互交流をすることで一層の研鑽に励まれることを祈念致します。

当会と致しましては、技術士法により責務となっている「継続研鑽（技術士CPD）」にかかわる情報など、皆さんの技術士業務推進の上での、又は修習技術者の方の場合は、技術士資格取得を目指される上での、効果的な活動の場を提供して参りたいと考えておりますので、よろしくご協力の程お願い申し上げます。

敬具

（勤務先/住所等変更申請の方法）

当会ホームページの「会員コーナー」閲覧用パスワードをご利用頂き、「本人情報変更申請」メニューから、申請頂くのが最も確実に早期にデータ更新されます。又は郵便・FAXでも結構です。速やかにご連絡下さるようお願い致します。

入会日：平成28年01月25日

公益社団法人 日本技術士会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-20
TEL：03-3459-1331 FAX：03-3459-1338

お申込頂きました、当会ホームページの「会員コーナー」閲覧用の「会員パスワード」を送付致します。ログインする際の会員番号、パスワードの入力に当たっては、英数字とも半角となっていること、また英字は大文字と小文字の区別によくご注意ください。

パスワードは、入力時に画面では「*」で表示され、確認できませんので、十分注意して入力して下さい。その上で接続を確認して頂いた上で、パスワードは「パスワードの変更」メニューから、覚えやすいものに変更されることをお勧め致します。個人情報の閲覧・変更が可能となりますので、パスワードの秘匿管理を厳重に行って下さい。

会員番号：B0010631

パスワード：da3ga4dj

登録日：平成28年01月28日

会員番号について

あなたの会員番号は、上記のあて先氏名欄下に表示されています。今後会員登録内容のお問い合わせなどの際にご利用下さい。

会 員 各 位

公益社団法人日本技術士会
事 務 局

会費の「口座振替」申込みのご案内

会費の納入方法には「口座振替」が下記の内容でご利用いただけます。

申込用紙（預金口座振替依頼書）と返信用封筒を同封致しますので、記入例をご参照頂き、金融機関へのお届印をご確認の上、捺印して当会までお送り下さいますようお願い申し上げます。

（会員番号は当会にて記入致しますので空欄でお送り下さい。）

記

- ・ 会費の「口座振替」実施日（銀行休業日の場合は翌営業日となります。）
- ・ 年 1 回振替 毎年 4 月 2 7 日
（振替実施日の 1 0 日程前になりましたら封書にてご案内をお送り致します。）
- ・ 申込み期間
口座振替の手続きは、随時、受付致しております。
尚、口座振替の実施は、平成 2 8 年度会費からとなります。

正会員・準会員の皆様へ

公益社団法人 日本技術士会 事務局

このたびは本会に入会戴き、ありがとうございました。会員の入退会に関する事項は、以下のとおりです。

1. 会費のお支払いについて

- ・ 会費は前納制となっておりますので、毎年3月に翌1年分の請求書をお送り致します。
- ・ お支払は口座振替もご利用できます。同封の「預金口座振替依頼書」により申込み下さい。
- ・ 会費未納が6ヶ月分となった時点で、本会ホームページ会員専用コーナー、同報メールの利用等会員向けサービスを休止致します。上記サービスの休止後さらに3ヶ月経過してもご入金がない場合は、月刊誌の配送が停止されます。(会員の入退会等に関する規則第6条第4項)
- ・ 退会又は休会される場合、届出が事務局へ到着した日の属する月の前月分までの会費は、お支払が必要となります。
- ・ 会費未納が2年間継続した場合は、退会となりますのでご注意ください。(定款第13条第1項)

2. 入会日について

- ・ 入会日は、会費等の入金が確認された日となります。

3. 住所変更手続きについて

- ・ 勤務先住所・自宅住所に変更があった場合は、当会ホームページの会員コーナー「WEB名簿システム」から変更して下さい(下記5項参照)。当システムで変更された場合は、改めての本会へのご連絡は不要となります。当システムがご利用できない会員の方は、会誌の封筒の住所変更欄に記入の上、FAXにて速やかに本会事務局までご連絡をお願い致します。

4. 住所不明となった場合の取扱い

- ・ 住所変更の手続きをされないために、3ヶ月続けて会誌が「宛先不明」となって当会に返送されてきた場合、「住所不明者」となり会員名簿等においても非掲載の扱いとなりますので、転居時は必ず速やかに所定の手続きを行って下さい。

5. WEB名簿システムにおける個人情報の変更について

- ・ 下記の項目に変更が発生した場合は、速やかに本会ホームページ会員コーナー「WEB名簿システム」の「本人情報変更申請」メニュー（パスワードの取得必要）から変更申請して下さい。

①勤務先名、②所属・役職、③勤務先所在地、④勤務先電話・FAX、⑤自宅住所
⑥自宅電話・FAX、⑦メールアドレス、⑧送付先、請求先の変更

6. 準会員から正会員への異動について

- ・ 準会員の方が技術士登録をされますと、技術士登録された日付で「準会員」から「正会員」へとなります。（会員の入退会等に関する規則第9条）

その場合、技術士登録日の属する月から正会員としての会費をご請求致します。ご請求にあたっては、準会員としてお支払い済みの会費との精算を致します。

※ 1年間以上準会員であった方が正会員になった場合は、入会金は免除となります。

7. 休会について（会員の入退会等に関する規則第4条）

- ・ 海外に1年以上滞在される場合、その期間を休会とし、会費が免除されます。休会の申請は所定の申請用紙により届け出て下さい。
- ・ 休会期間中は、ホームページの会員コーナーが利用できないほか、会誌、総会資料等の配送が停止されます。
- ・ 帰国後は速やかに復会のご連絡を所定の申請用紙により届け出て下さい。

8. 退会について

- ・ 退会される際は、所定の申請用紙による届け出が必要です。この他、定款の規定により、年会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき会員資格を喪失します。

9. 退会後の再入会について

- ・ 定款第11条の届出による退会及び定款第13条(1)会費未納による退会の場合は、再入会できます。ただし、在会時に未納会費があった場合はその納入が必要です。また、改めて入会金が必要となります。

10. 会費の返金

- ・ いったん納入された入会金、会費はいかなる事情があっても返戻されません。（会員の入退会等に関する規則第6条第3項）

以上

会員の入退会等に関する規則

23. 1. 20 理事会制定承認

(目的)

第1条 本規則は、定款第7条に規定する本会の会員に係る入退会等に関する事項を定める。

第1章 総則

(入会)

第2条 本会の会員になろうとする者は、別記様式第1による入会申込書に入会金及び年会費を添えて申込まなければならない。

- 2 前項の入会金及び年会費の入金が確認された時点で入会したものとみなし、速やかに理事会の承認を得るものとする。
- 3 会員は、前項の入会申込書の記載事項に変更があった場合は速やかに届出なければならない。

(退会)

第3条 本会を退会しようとする者は、別記様式第2による退会届を提出しなければならない。

(休会)

第4条 正会員及び準会員が海外に1年以上滞在するときは、その期間を休会とし年会費の支払を免除することができる。

- 2 休会及び復会する時は、それぞれ別記様式第3による届出を行わなければならない。
- 3 休会中は、会誌及び総会資料の配送停止等が行われる。

(再入会)

第5条 定款第11条により任意退会した者及び第13条第1項第1号により会員資格を喪失した者は、在会時の年会費に未納がない場合に限り、改めて入会金を支払うことにより再入会することができる。

- 2 除名となった正会員又は準会員は、再入会できない。

(年会費の支払等)

第6条 会員は、請求に従い年会費を前納しなければならない。ただし正会員から特に希望があった場合は、半額ずつ年2回の分納とすることができる。

- 2 会員の入会が年度の途中においてなされる場合は、年会費は月割をもって計算する。
- 3 納付された入会金又は年会費は、いかなる事情があっても返戻しないものとする。
- 4 年会費が6ヶ月間未納の場合、その支払について請求する共に支払促進のため、インターネットを通した会員専用メニュー等の利用停止を行うことができ、更に未納が9ヶ月間に及ぶ場合は会誌の発送を停止することができる。

第2章 名誉会員

(名誉会員)

第7条 理事会が定める規定により、本会に対する貢献が顕著であるとして理事会が承認した正会員を名誉会員と称する。

- 2 前項の名誉会員については年会費の支払を免除することができる。

第3章 準会員

(入会資格)

第8条 次のいずれかに該当する者は、準会員として入会することができる。

- (1) 技術士第二次試験合格者で未登録の者
- (2) 技術士補となる資格を有する者
- (3) 前号に定める者の他、日本工学教育認定機関(JABEE)が認定する課程を修了した者

(会員区分の変更)

第9条 準会員は、技術士登録を行った時に正会員となるものとする。

(入会金)

第10条 準会員としての入会時の入会金は、当該者が技術士登録を行い正会員になった時点まで支払を猶予する。ただし、1年間以上準会員であった者が正会員になった場合は支払いを免除する。

(除名)

第11条 準会員が本会の秩序又は信用を害し、準会員としての品位を失うような行為があったときは、理事会が別に定める規則に基づき、理事会の決議によって、準会員を除名することができる。ただしその準会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(特典)

第12条 準会員には、次に掲げる事項を認める。

- (1) 総会への出席及び意見表明
- (2) 本会主催の会合・行事への出席
- (3) 本会会報その他本会の刊行物の受領
- (4) 本会の事業の成果の利用

第4章 賛助会員

(会員資格の取消し)

第13条 賛助会員が、本会の秩序又は信用を害する行為を行ったときは、理事会の決議を経て、賛助会員たることを取消することができる。

(特典)

第14条 賛助会員には、次に掲げる事項を認める。

- (1) 総会への出席
- (2) 本会会報その他本会の刊行物の受領
- (3) 本会の事業成果の利用

附則（平成23年1月20日）

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

住 所 等 変 更 届

平成 年 月 日

会員番号	
------	--

※ 会員番号が不明の場合は、未記入にしてください。

会員資格 (○で囲む)	正会員 ・ 準会員 ・ 賛助会員
----------------	------------------

部 門		氏 名	
-----	--	-----	--

《郵便物送付先住所変更前》

〒



《変更後》 変更部分のみをご記入ください。

自 宅	住 所	〒		
	電話番号		F A X 番号	

勤務先	住 所	〒		
	勤務先名 所 属			
	電話番号		F A X 番号	

郵便物送付先 (○で囲む)	自 宅 ・ 勤 務 先
------------------	-------------

会 費 請 求 先 (○で囲む)	自 宅 ・ 勤 務 先
---------------------	-------------

準 会 員 証

No. B0010631

氏 名 西原 博徳

入 会 日 2016年1月25日

上記の者は本会準会員であることを証明します

〒105-0001
東京都港区虎ノ門4-1-20
TEL: 03-3459-1331 (代表)

